

記入上の注意

様式1 - 2

(別紙)

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入すること。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
(2)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)⑤及び⑥並びに(3)の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (2)①、③又は④に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類（課税証明書・非課税証明書等）を添付してください。
- ホ (2)⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)～(4)に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者

(4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者

ロ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。

ハ 【生計維持者の収入の状況について】①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。

ニ 【生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。

②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。

ホ 【生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

イ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

ニ 基準日の7月1日現在休学している場合は、その年の12月末までに復学した場合において、給付の対象としますので、復学後すみやかに申請をしてください。また単位制高校に在学していて、履修登録を行っていない場合には給付対象とはなりません。

ホ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
 - ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
 - ハ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」は、⑤及び⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ ①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。
- ホ ⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
当該父母とします。（収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親（2名）。ひとり親等の場合は父又は母のみ）
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の（1）～（4）に掲げる者である場合
当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - （1）満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者

- (2) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
 - (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。
- ハ 【2. 生計維持者の収入の状況について】①に該当するときは、父母全員の確認書類を添付してください。
- ニ 【2. 生計維持者の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の確認書類を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の確認書類を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当するものを選択してください。
- ホ 【2. 生計維持者の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の確認書類を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。
- (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

記入例

秋田県教育委員会教育長 様

個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書 (例)

下記のものとは申請生徒在学中において、秋田県教育庁高校教育課が、下記事務に係る事務手続きを処理するとき及び事務手続きに必要な地方税関係の情報を取得するときに限って、個人番号を利用することに同意します。

該当事務	・ 高等学校等奨学給付金
------	--------------

生徒	学年・クラス及び番号	1 年 2 組 3 番
	ふりがな	あきた たろう
	氏名	秋田 太郎
	生年月日	平成 19 年 1 月 10 日
	住所	〒000-0000 秋田市〇〇町〇丁目〇-〇

同意者 ①	生徒との続柄	父
	ふりがな	あきた いちろう
	氏名	秋田 一郎
	生年月日	昭和 平成 49 年 1 月 1 日
		■生徒と同居
同意者 ②	生徒との続柄	母
	ふりがな	あきた はなこ
	氏名	秋田 花子
	生年月日	昭和 平成 50 年 3 月 3 日
	住所	〒 秋田市〇〇町〇丁目〇-〇
		■生徒と同居

同意者①及び同意者②欄は別紙「秋田県高校生等奨学給付金受給申請書」裏面の「個人番号カードの写し等を提出する保護者等の氏名及び生徒との続柄」に記載した人と同じに

記載要領

- 同意者①・②の欄は自ら署名を行うこと。
- 住所は、現在の住所を記載すること。
生徒と住所が同一の場合は「生徒と同居」にチェックすること。
- 同意者①・②の個人番号等提出書類については、裏面の「同意者①」「同意者②」欄に貼付してください。

マイナンバー収集台紙作成方法

マイナンバー収集台紙(例)

① 生徒の学年・組・氏名を記入してください。

② 以下に示す身元確認書類のいずれか1つ又は2つをコピーし、氏名、住所と生年月日が分かる部分をのりですっかりと貼り付けて下さい。

《1つで良い書類》

- 個人番号カード表面
- 運転免許証表面
- パスポート (顔写真の映った頁)
- 愛の手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

《いずれか2つ必要な書類》

- ◎健康保険証・共済組合員証
- ◎年金手帳
- ◎生活保護受給証
- ◎源泉徴収票
- ◎住民票

※上記以外でも可能な書類があります。

③ マイナンバーカードの裏面又は個人番号通知カードをコピーし、カードの部分のをのりですっかりと貼り付けてください。

④ 貼り付けた書類に該当する書類を口にチェックしてください。 ※該当する欄がない場合は、チェック不要です。

⑤ マイナンバー提供者の氏名・生徒との続柄、個人番号を記入してください。

マイナンバー収集台紙(例)

学年・クラス及び番号	1年	2組	3番
生徒氏名	① 秋田 太郎		

※いずれか一つの写しを添付欄に貼り付けて下さい。

身元確認書類添付欄	番号確認書類添付欄
【添付書類】 <input type="checkbox"/> 個人番号カード (マイナンバーカード) <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート (顔写) <input type="checkbox"/> 愛の手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	【添付書類】 <input type="checkbox"/> 個人番号カード (マイナンバーカード) の裏面 <input type="checkbox"/> 個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 住民票 (個人番号付き)

②

身元確認書類添付欄	番号確認書類添付欄
【添付書類】 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号カード (マイナンバーカード) の表面 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート (顔写) <input type="checkbox"/> 愛の手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	【添付書類】 <input type="checkbox"/> 個人番号カード (マイナンバーカード) の裏面 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 住民票 (個人番号付き)

⑤

No.	提供者氏名	続柄	個人番号 (マイナンバー)											
①	秋田 一郎	父	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0
②	秋田 花子	母	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	0	0

※受給資格申請書とともに封入れし、しっかりとのり付けをして学校へ提出してください。

確認書類の内容

※確認書類は鮮明にコピーをして提出してください。

	身元確認書類	番号確認書類
用意する確認書類	次の公的身分証明書の場合は、 《いずれか1点》のコピー ●マイナンバーカードの表面 ●パスポート ●運転免許証 ●愛の手帳 ●精神障害者保健福祉手帳	《いずれか1点》 ●マイナンバーカード裏面のコピー *マイナンバーカード 顔写真付きで、申請した人のみ所持しているプラスチック製のカード ●通知カードのコピー *通知カード カードに記載された住所が現住所と異なる場合は、裏面にそのことについて市町村の証明を受けていなければ使用できません。
	その他の公的身分証明書の場合は、 《いずれか2点》のコピー A. 健康保険証又は共済組合員証 B. 年金手帳 C. 生活保護受給証 D. 源泉徴収票 E. 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	●マイナンバー記載の住民票の写し ・該当者(親権者等)が記載された住民票を用意してください。